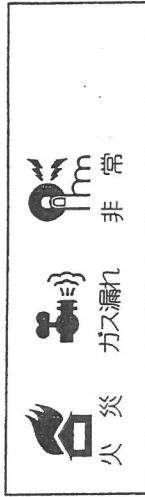


機能と表示・ご使用方法について 品番 QH-3KT

この製品は下記に表示された機能を有しています。機能したとき、表示部に表示されます。



各機能のご使用方法是、取扱説明書に記載されています。取扱説明書をよくお読みの上で使用ください。

アイホン株式会社

85517000
0697(A)

住戸玄関子機から呼ばれたとき

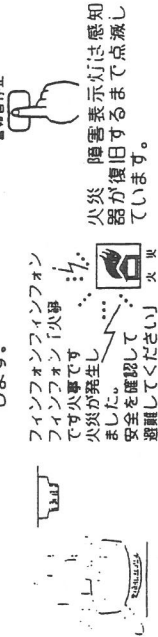
- チャイム音が鳴り、玄関表示灯が点滅します。
- 玄関表示灯が点滅中に送受器を取りあげ、お話しします。



※表示灯は約45秒点滅します。

火災が発生したら (火災警報)

- 火災感知器が火災を感じます。
- 親機から音声警報音が鳴動し火災/隣音表示灯が点滅します。
- 音声警報音を止めるには警報音停止ボタンを押します。

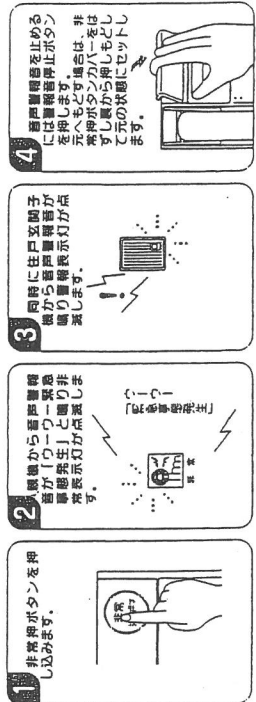


ガス漏れが発生したら (ガス漏れ警報)

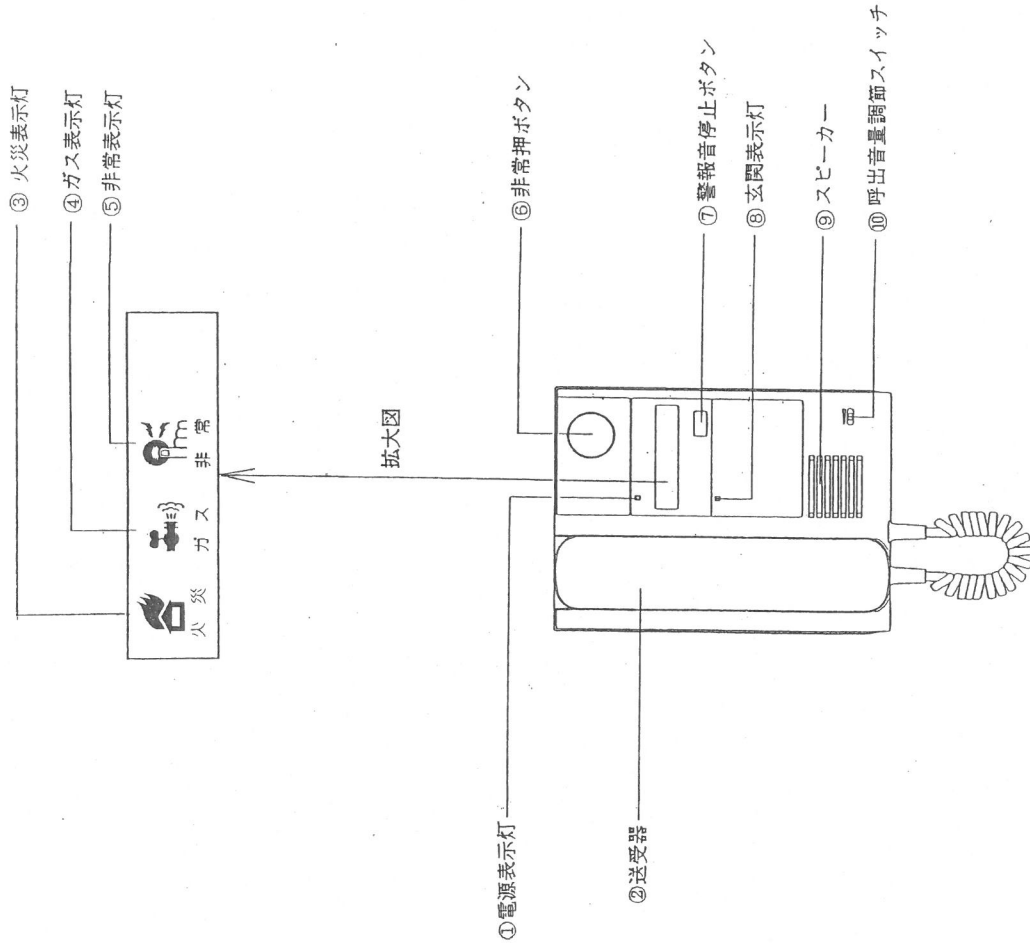
- ※ガス漏れ検知器が設置されている場合
- ガス漏れ検知器が「ガス漏れを検知すると」
 - 親機から約45秒後に音声警報音が鳴りガス/隣音表示灯が点滅します。
 - 音声警報音を止めるには警報音停止ボタンを押します。



緊急事態が発生したら (非常通報)

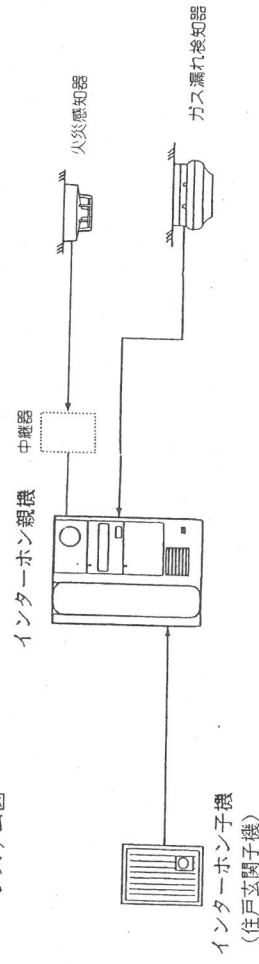


各部の名称とはたらき



番号	はたらき
①	電源が入っているときに緑色で点灯表示します。
②	通話するときに使います。
③	火災感知器が感知すると赤色で点滅表示します。火災感知器の配線に断線などがあると赤色で点灯表示します。
④	ガス漏れ検知器が検知すると黄色で点滅表示します。ガス漏れ検知器の配線に断線などがあると黄色で点灯表示します。
⑤	緊急事態を通報するときに押します。
⑥	非常押ボタンを押すと赤色で点滅表示します。
⑦	住戸玄関子機から呼び出しがあると赤色で点滅し、通話になると点灯表示します。
⑧	音声警報・音声通報音を止めるときに押します。
⑨	呼出音量を調節します。(左側小 右側大です)
⑩	音声警報や呼出音が鳴ります。

システム図



住戸玄関子機から呼ばれたとき

1 住戸玄関子機の呼出ボタンを押します。

2 チャイム音が鳴り、玄関表示灯が点滅します。

※表示灯は約45秒点滅します。

3 玄関表示灯が点滅中に送受器を取りあげ、お話しします。玄関表示灯は点灯しにかわります。

もとす

4 お話しが終わったら、送受器をもとします。玄関表示灯は消灯します。

対応

1. ドアや窓を開けて換気してください。
2. ガスの元栓を閉めてください。
3. ガス漏れや検知器の警報が止まらないときは、ガス会社または販売店に連絡してください。

※音声警報音を止めるには、警報音停止ボタンを押してください。

※ガス/障害表示灯（黄）は検知器が復帰するまで点滅します。

警告

ガス/障害表示灯（黄）が点滅している間は、換気扇、蛍光灯など電気器具類のスイッチに手を触れたり、火などは絶対に使わないでください。ガスに引火して爆発する危険があります。

ガス漏れ検知器の停音（配線の断線など）が発生したら（ガス停音警報）

- 1** 断線、検知器の取りはずしなどにより停音が発生すると
- 2** 親機から音声警報音が「ピー配線を確認してください」と鳴り、ガス/障害表示灯が点灯します。
- 3** 約30秒後に住戸玄関子機からも音声警報音が鳴り、ガス/障害表示灯が点滅します。

○原因が除去され、正常な状態になると自動的に音声警報音は止まります。（ガス/障害表示灯→消灯）

対応

ガス漏れ検知器の電源プラグが、はずれていないか調べてください。（電源プラグ式の場合、ガス漏れ検知器の電源プラグが、はずれない時は工事業者もしくは15ページのお問い合わせ先まで連絡してください。）

※音声警報音を止めるには、警報音停止ボタンを押してください。

※ガス/障害表示灯は原因が除去されるまで点灯します。

緊急事態が発生したら（非常通報）

1 非常押ボタンを押し込みます。

2 親機から音声警報音が「ウーウー緊急事態発生」と鳴り、非常表示灯が点滅します。

3 同時に住戸玄関子機からも音声警報音が鳴り、ガス/障害表示灯が点滅します。

4 音声警報音を止めるには警報音停止ボタンを押します。元人もとす場合は、非常押ボタンから押しもどして元の状態にセットします。

○警報音停止ボタンを押しても非常押ボタンを元の状態に戻すまで、非常表示灯は点滅を続けます。

ガス漏れが発生したら（ガス漏れ警報） ※設置されている場合の機能です。

- 1** ガス漏れ検知器がガス漏れを検知すると
- 2** 親機から約45秒後に音声警報音が「ビツビツガス漏れです」と鳴り、ガス/障害表示灯が点滅します。
- 3** 同時に住戸玄関子機からも音声警報音が鳴り、ガス/障害表示灯が点滅します。

○ガスがなくなると自動的に音声警報音は止まります。（ガス/障害表示灯→消灯）

■各機能の動作と対応


火災が発生したら (火災警報)

1 火災感知器が火災を感知します。

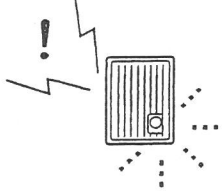


2 感知器が感知した住戸の親機から音声警報音が鳴動し火災／障害表示灯が点滅します。

フィンフォンフィンフォン
フィンフォン「火事です
火事です火災が発生しま
した。安全を確認して
避難して
ください」



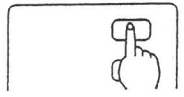
3 同時に住戸玄関子機の警報表示灯が点滅し、音声警報音が鳴動します。



対応

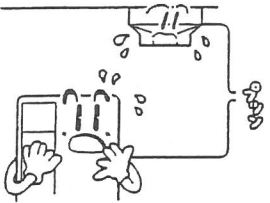
火災の発生を確認したときは安全を確認して避難してください。

※音声警報音を止めるには、警報音停止ボタンを押してください。
※火災／障害表示灯（赤）は感知器が復旧するまで点滅します。




●感知器の配線が断線したら (火災障害警報)

1 感知器の配線が断線したりすると



2 親機から音声警報音が「ピー」配線を確認してください」と鳴り、火災／障害表示灯が点灯します。

ピー「配線を確認してください」



3 約30秒後に住戸玄関子機からも音声警報音が鳴り警報表示灯が点滅します。

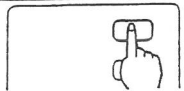


○原因が除去され、正常な状態になると自動的に音声警報音は止まります。(火災／障害表示灯—消灯)

対応

原因を調べすみやかに対処してください。
わからない時は管理人、管理会社へ連絡してください。

※音声警報音を止めるには、警報音停止ボタンを押してください。
※火災／障害表示灯は原因が除去されるまで点灯します。



安全上のご注意

本書および製品への表示では、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、いろいろな絵表示をしています。内容をよく理解してから本文をお読みください。



注意（危険・警告を含む）を促す内容を告げるものです。



禁止の行為であることを告げるものです。



行為を強制したり指示する内容を告げるものです。



警告

この表示を無視して、誤った取扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。



機器内部には交流100Vが入力されています。機器本体を取り外さないでください。感電の原因となります。



開口部から内部に金属類を差し込んだり落としたりしないでください。火災、感電の原因となります。



ガス漏れ検知器は有効期限がありますので、期限がきたらお取り替えください。ガス漏れなどの発見ができなくなります。



機器を分解・改造しないでください。火災、感電の原因となります。



この製品の配線工事は、電気工事士などの有資格者の方が行っています。無資格者の方は配線工事に関する部分には触れないでください。火災、感電の原因となります。



機器内部には電圧がかかっている部分があります。本体をあけないでください。感電の原因となります。



機器に液体（水、ジュース、薬品など）が入ったり、ぬらさないようにしてください。火災、感電の原因となります。



熱器具（ポット、炊飯器など）や調理台の湯気や油煙をあてないでください。火災、感電の原因となります。

お知らせ

●停電時にはご使用できません。

●放送局などのアンテナに近接する地域では、放送が混入する場合があります。

●セキュリティドアホンは火災・ガス漏れなどを防止する機器ではありません。

●本システムに使用する火災感知器、ガス漏れ検知器など、当社ブランド以外の機器については、製造元、販売元の仕様および保証内容にしたがってご使用ください。

入居者の皆さまへのお願い

- 皆さまの住戸内には、消防用設備である自動火災報知設備の住戸用受信機（親機）と感知器などが設置されています。
自動火災報知設備は、自動的に火災を感知して報知しすみやかに避難などをするための設備です。万一の火災に備え常に正常に作動するよう、下記＜日常点検＞が必要です。

日常点検

入居者の皆さまによる日常点検のポイントは次のとおりです。

住戸内の外観の点検は、入居者の皆さまにお願いいたします。
外観の点検ポイントは次のとおりです。日常的に点検を行うよう、お願いいたします。

- 親機の電源が切れていないか。
（電源表示灯の点灯を確認する。）
- 親機、感知器が変形、損傷、脱落していないか。

上記のようなことがあった場合、または警報音が鳴るなど原因不明の異常なことがあった場合は、すみやかに管理事務所・管理者に連絡してください。なお、自動火災報知設備は火災を早期発見するものですから、物をぶついたりしないよう、日頃から大事に取り扱い、点検をしてください。

お問い合わせ先

アイホン株式会社 本社：名古屋市熱田区神野町2-18（〒456-8666）

通信機械工業会会員

札幌営業所	〒(011)784-8733	札幌市東区北18条東20-4	(〒065-0018)	名古屋支店	〒(052)671-9521	名古屋市熱田区西郊通7-4-1	(〒456-0061)
仙台営業所	〒(019)643-6283	盛岡市みたけ3-38-38	(〒020-0122)	中部テクニカルセンター	〒(052)671-9521	名古屋市熱田区西郊通7-4-1	(〒456-0061)
新潟営業所	〒(022)259-0071	仙台市宮城野区高砂2-7-6	(〒983-0014)	金沢営業所	〒(076)248-5451	石川郡野々市町押野4-38	(〒921-8802)
北陸営業所	〒(025)243-5166	新潟市鏡西2-23-19	(〒950-0915)	京都営業所	〒(075)661-8581	京都市南区上鳥羽北島田町61	(〒601-8182)
さいたま営業所	〒(028)633-1421	新都市宮市東築瀬1-28-25	(〒321-0925)	大阪支店	〒(06)6765-0221	大阪市中央区上町1-5-16	(〒540-0005)
千葉営業所	〒(043)256-4441	さいたま市天沼町2-1-8	(〒264-0034)	関西テクニカルセンター	〒(06)6765-9987	大阪市中央区上町1-5-16	(〒560-0035)
東京支店	〒(03)5684-3411	千葉県若葉区みつわ台2-34	(〒112-0001)	豊中営業所	〒(06)6846-0111	豊中市箕輪2-11-6	(〒599-8236)
関東テクニカルセンター	〒(03)5800-5230	東京都文京区白山3-2-2	(〒112-0001)	堺市営業所	〒(0722)77-9541	堺市深井沢町3-2-47	(〒652-0802)
東京東営業所	〒(03)5616-4851	東京都足立区大谷田2-25-4	(〒120-0001)	神戸営業所	〒(078)577-4891	神戸市兵庫区水木通4-1-25	(〒652-0802)
東京南営業所	〒(03)5481-6881	東京都世田谷区下馬6-15-6	(〒154-0002)	広島営業所	〒(082)230-1251	広島市西区三福北町12-15	(〒733-0006)
多摩営業所	〒(042)524-7901	立川市羽衣町2-41-1	(〒190-0021)	高松支店	〒(087)833-1481	高松市今里町1-8-11	(〒760-0078)
厚木営業所	〒(046)828-0135	横浜市戸塚区上品遺1-8	(〒244-0806)	福岡支店	〒(092)441-4354	福岡市博多区博多駅前6-9-1	(〒812-0016)
静岡営業所	〒(054)247-0781	静岡市駿河区船子1247-1	(〒424-0034)	九州テクニカルセンター	〒(093)441-4354	福岡市博多区博多駅前6-9-1	(〒812-0016)
	〒(054)237-9231	静岡市駿河区地1-24-25	(〒422-8036)	北九州営業所	〒(093)962-9966	北九州市小倉南区徳力6-5-15	(〒802-0974)
				鹿児島営業所	〒(099)256-1561	鹿児島市荒田2-31-7	(〒890-0054)

83199000 0199(A)